平成２３年（フ）第９７号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1424番地
債務者　甲斐　和宏
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９８号
宮崎県延岡市富美山町83番地291
債務者　池辺　義寛
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１９１号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目75番地535、申立時の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目72番地７
債務者　谷口　末光
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町17番８号
債務者　濵園　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４号
鹿児島県垂水市柊原389番地
債務者　髙橋　芳宏
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
沖縄県糸満市字潮平619番地の８コーポ蒼海201号
債務者　大城　彩乃
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１３号
盛岡市門１丁目４番23号
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１７号
盛岡市山岸６丁目２番10号　うす雪荘203号、旧住所岩手県遠野市新穀町６番13号
債務者　川村　研一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３６号
長野県上田市中之条118番地13
債務者　小坂井太郎
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２８号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番23―504号、旧住所兵庫県明石市大蔵谷字清水526番地の25
債務者　宇之木　淳
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
神戸市西区中野１丁目17番地の15　ピュアハイツＢ―202号
債務者　大瀬良功一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
神戸市西区美穂が丘３丁目１番地　15―504号
債務者　村上　福治
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
兵庫県明石市大久保町大窪1164番地の１
債務者　國米　哲郎
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
兵庫県明石市中崎２丁目４番１―408号
債務者　小川　恭子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
神戸市西区丸塚１丁目29番６―205号、旧住所神戸市西区二ツ屋２丁目７番５―201号
債務者　財田さつき（旧姓浅沼）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
神戸市西区押部谷町木津870番地
債務者　棚田　千恵
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目189番地の３ヨーロピアン27番館202号
債務者　野村　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係